

## 平成28年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数       | 1,833,000 戸                |
| (2) 年 間 総 給 水 量   | 407,705,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 1 日 平 均 給 水 量 | 1,117,000 m <sup>3</sup>   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款</b>	<b>水 道 事 業 収 益</b>	<b>86,404,553 千円</b>
第1項	営 業 収 益	77,399,621 千円
第2項	営 業 外 収 益	8,936,228 千円
第3項	特 別 利 益	68,704 千円
支 出		
<b>第1款</b>	<b>水 道 事 業 費 用</b>	<b>77,373,613 千円</b>
第1項	営 業 費 用	72,297,892 千円
第2項	営 業 外 費 用	4,990,721 千円
第3項	特 別 損 失	35,000 千円
第4項	予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 25,785,223 千円は、当年度分損益

勘定留保資金等 17,235,098 千円、建設改良積立金取崩額 7,992,769 千円及び繰越利益剰余金処分量 557,356 千円で補填するものとする。)

## 収 入

<b>第1款</b>	<b>水道事業資本的収入</b>	<b>11,319,266 千円</b>
第1項	企業債	9,145,000 千円
第2項	出資金	393,000 千円
第3項	補助金	347,613 千円
第4項	分担金及び負担金	1,423,925 千円
第5項	その他資本的収入	9,728 千円

## 支 出

<b>第1款</b>	<b>水道事業資本的支出</b>	<b>37,104,489 千円</b>
第1項	建設改良費	26,740,250 千円
第2項	企業債償還金	9,901,712 千円
第3項	投資	397,338 千円
第4項	国庫補助金返還金	35,189 千円
第5項	予備費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設整備工事	平成29年度から 平成33年度まで	10,066,000 千円
水道メーター検針業務及び 料金整理業務委託	平成29年度から 平成34年度まで	5,095,000 千円
人事給与システム 更新作業委託	平成29年度から 平成30年度まで	150,000 千円

口座入力関連及び家事用基本戸数更新業務委託 平成29年度から平成33年度まで 140,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 7,405,000 千円
- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 配水管整備事業費<br>充当企業債  | 3,982,000 千円 |
| 基幹施設整備事業費<br>充当企業債 | 3,423,000 千円 |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
  - イ 起債の時期は平成28事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
  - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
116,916 千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち 557,356 千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金            557,356 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、800,000 千円と定める。

平成28年2月16日提出

横浜市長            林            文            子